



平成 29 年 8 月 8 日

会 社 名 丸一鋼管株式会社

代 表 者 名 代表取締役会長兼 CEO 鈴木博之

(コード番号 5463 東証 第1部)

問合せ先 執行役員人事総務部長 石松伸一

(TEL 06-6531-0101)

各位

## 株式給付型 ESOP の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、従業員インセンティブ・プラン「株式給付型 ESOP」（以下「本制度」といい、本制度に関して株式会社りそな銀行と締結する信託契約を「本信託契約」といいます。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を導入することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の導入目的

当社は、従業員の新しい福利厚生サービスとして当社の株式を給付し、当社の株価や業績との連動性を高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価上昇及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、本制度を導入することといたしました。

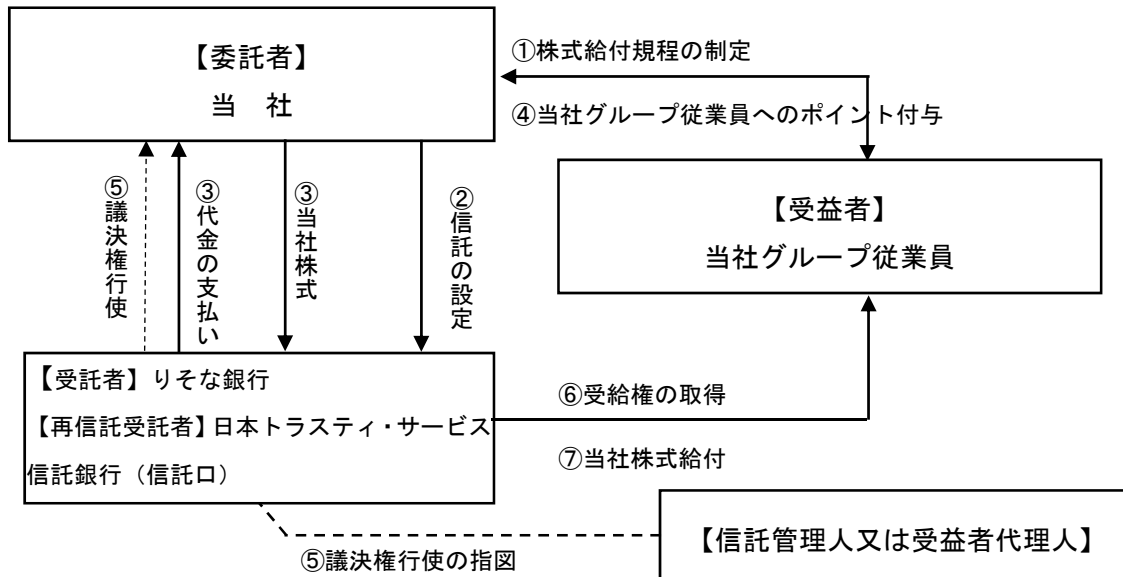
#### 2. 本制度の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、当社及び当社グループ会社の従業員（以下「当社グループ従業員」といいます。）の年齢に応じてポイントを付与し、当社グループ従業員が付与された累計ポイントを当社株式に交換して給付する仕組みです。

当社は、当社グループ従業員に対し給付する株式については、予め拠出された資金を原資として、当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施します。

本制度の導入により、当社グループ従業員は当社株式の株価上昇による経済的利益を収受することができるため、株価を意識した業績向上への勤労意欲を高める効果が期待できます。また、本信託の信託財産である当社株式についての議決権行使には、受益者候補である当社グループ従業員の意思が反映できるため、当社グループ従業員の経営参加意識を高める効果が期待できます。

### 3. 本制度のしくみ



- ① 当社は、本制度の導入に際し株式給付規程を制定し、当社グループ従業員へのポイント付与・株式給付の基準等を定めます。
- ② 当社は、本制度を実施するため、金銭を拠出し本信託を設定します。
- ③ 受託者は、信託された金銭により当社の自己株式処分を引き受ける方法により当社株式を取得します。
- ④ 当社は、株式給付規程に基づき当社グループ従業員にポイントを付与します。
- ⑤ 受託者は、信託管理人又は受益者代理人の指図に基づき、当社株式の議決権を行使します。
- ⑥ 当社グループ従業員は、株式給付規程に基づき当社株式の受給権を取得し、受益者となります。
- ⑦ 受託者は、受益者が付与されたポイント累計に相当する当社株式を給付します。

#### 4. 本信託の概要

- (1) 名称 : 株式給付型 ESOP
- (2) 委託者 : 当社
- (3) 受託者 : 株式会社りそな銀行  
株式会社りそな銀行は日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と特定包括信託契約を締結し、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。
- (4) 受益者 : 受益者候補のうち、本信託契約に従った受益者として確定されるための手続を履践した者  
信託設定時において受益者は存在しません。
- (5) 信託管理人 : 当社従業員
- (6) 本信託契約の締結日 : 平成 29 年 8 月 24 日 (予定)
- (7) 金銭を信託する日 : 平成 29 年 8 月 24 日 (予定)
- (8) 信託の期間 : 平成 29 年 8 月 24 日 (予定) から信託が終了するまで  
(終了期日は定められておらず、制度が継続する限り信託は継続します。)

#### 5. 本信託による当社株式の取得内容

- (1) 取得する株式の種類 : 当社普通株式
- (2) 株式の取得する資金として信託する金額 : 338,000,000 円 (上限)
- (3) 取得株式数 : 100,000 株 (上限)
- (4) 株式の取得方法 : 自己株式処分により取得
- (5) 株式の取得日 : 平成 29 年 8 月 24 日 (予定)

以上